

プライスカップ制度の概要

① プライスカップ制度（上限価格方式）の趣旨（導入時）

- 昭和60年の電気通信事業法の施行以後、地域通信分野では、新規参入事業者による直収電話の開始等があるものの、NTTによる実質独占的なサービス提供が行われており、その料金は横ばいで推移してきた。
- これらの状況に鑑み、NTTの指定電気通信役務のうち、利用者の利益に及ぼす影響が大きく国民生活・経済に必要不可欠なサービスを特定電気通信役務とし、同役務に対して料金水準の上限を定めることにより、NTTの経営効率化インセンティブを付与しつつ、市場メカニズムによる場合と同等の実質的な料金の低廉化を目的として、平成12年10月から開始。

② プライスカップの対象サービス

- NTT東西が提供する音声伝送サービス（加入電話、ISDN、公衆電話）。

③ 料金水準の上限（基準料金指数）

- 基準料金指数の算定式は、電気通信事業法施行規則で以下のとおり定められている。

$$\text{基準料金指数} = \text{前期の基準料金指数} \times (1 + \text{消費者物価指数変動率} - \text{生産性向上見込率} + \text{外生的要因})$$

- 料金水準の上限（基準料金指数）の適用期間は、毎年10月から1年間となっており、適用開始日の90日前までにNTT東西に通知。
- 生産性向上見込率（X値）を3年毎に合理的な将来原価により算定（X値の算定では、「プライスカップの運用に関する研究会」において議論。）。
- 基準料金指数は、音声伝送バスケットのうち、独占的に提供される加入者回線サブバスケットの種別を独立。

【プライスカップの種別と対象サービス】

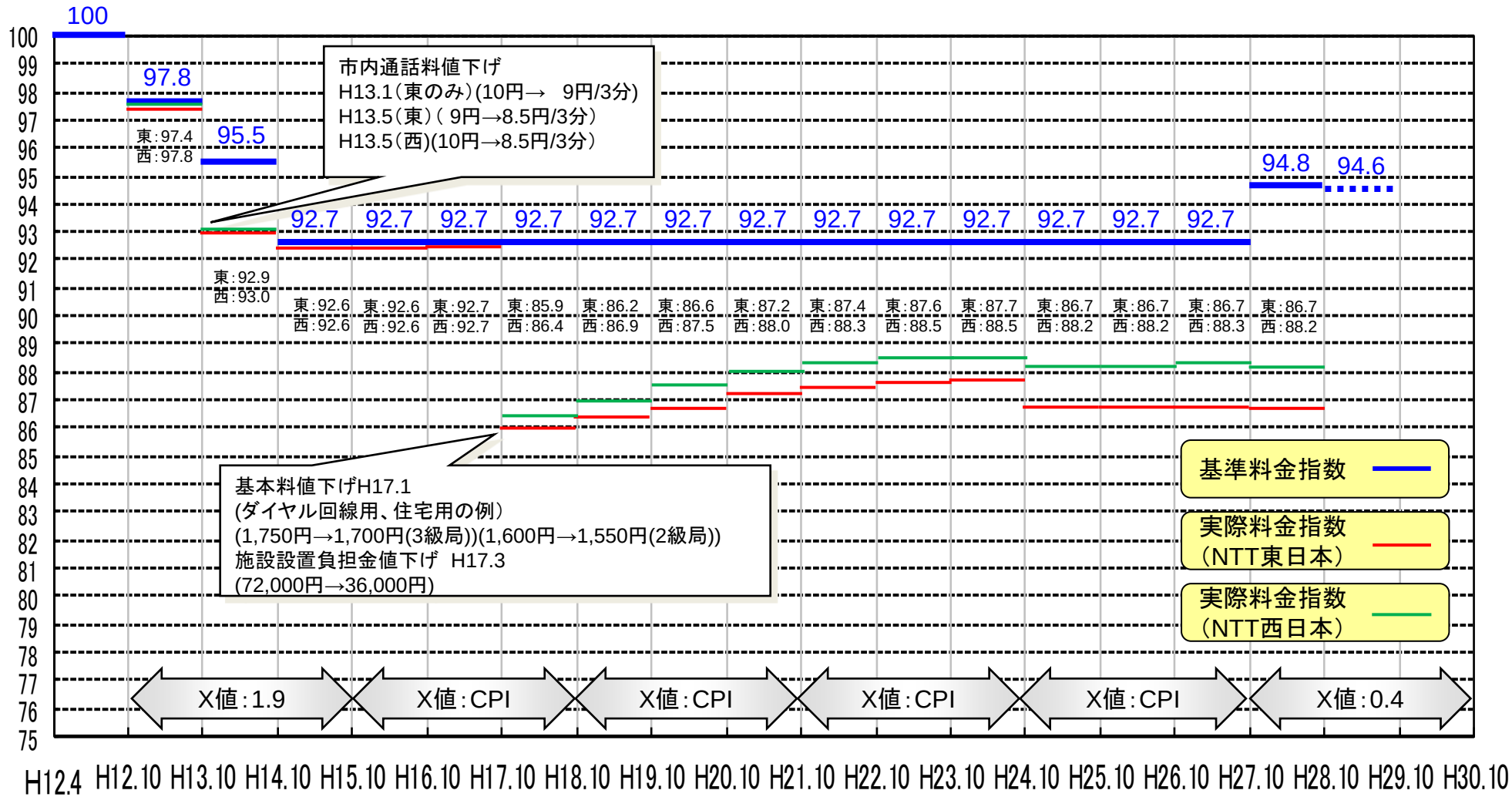
種 別	対象サービス
音声伝送バスケット	加入電話・ISDN(市内、県内市外通話料)、公衆電話(通話料)、番号案内料
加入者回線サブバスケット	加入電話・ISDN(基本料、施設設置負担金)

④ プライスカップ対象サービスの料金設定

- NTT東西の実際の料金指数が、種別ごとに、基準料金指数を下回るものであれば個々の料金は届出で設定が可能。
- 基準料金指数を超える料金の設定については、総務大臣の認可が必要。

料金指数の推移 ①（音声伝送バスケット）

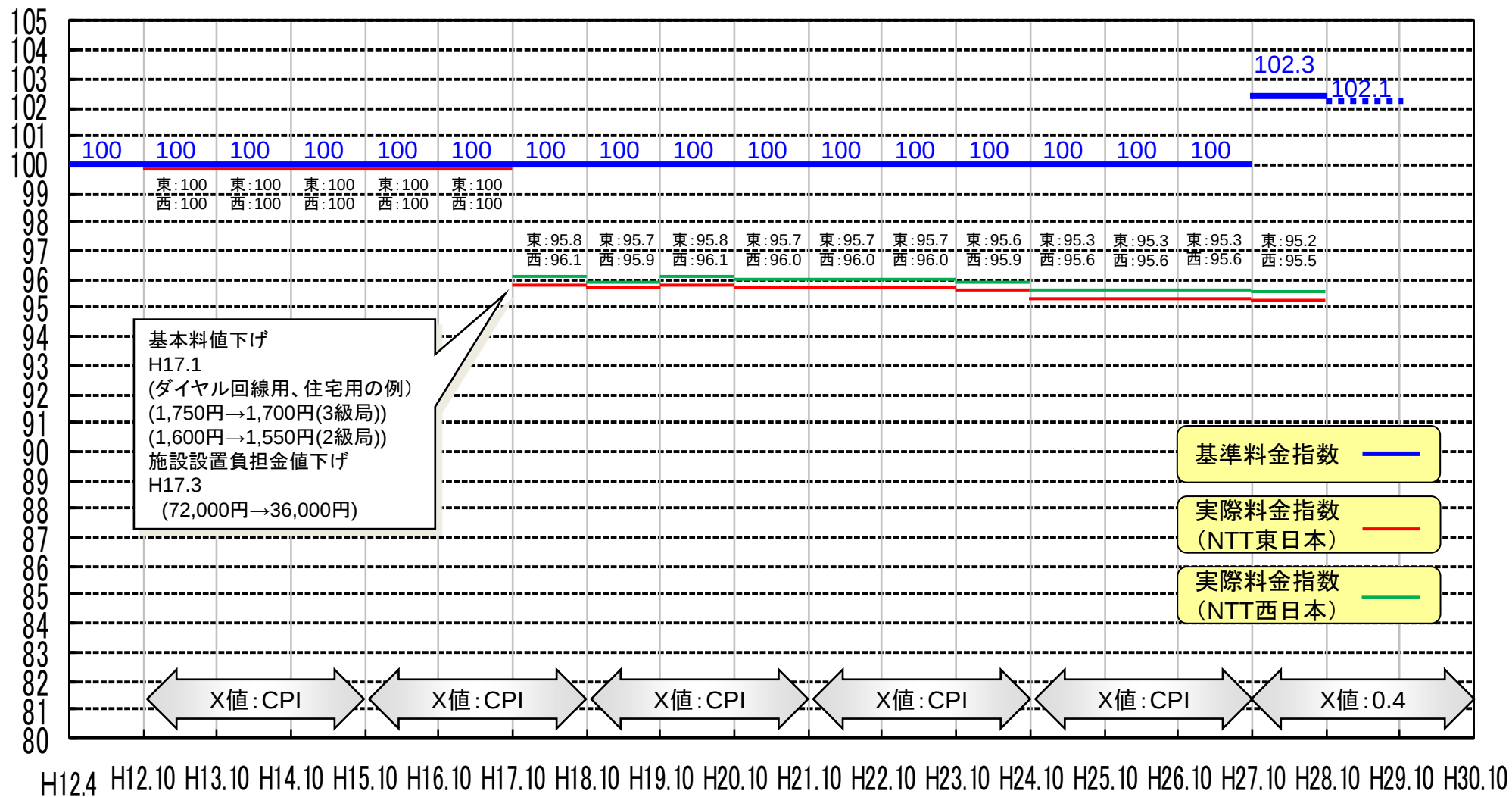
※実際料金指数は各期の10月1日時点のもの



※ X値…生産性向上見込率
※ 音声伝送サービス全体は、加入電話・ISDN(施設設置負担金・基本料・通話料・通信料)、公衆電話(通話料・通信料)を対象とする。

料金指数の推移 ② (加入者回線サブバスケット)

※実際料金指数は各期の10月1日時点のもの



※ X値…生産性向上見込率
※ 加入者回線部分は、加入電話・ISDN(施設設置負担金・基本料)を対象とする。